

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。そして、いじめが疑われる場合には、適切かつ速やかにこれに対処する。ここでいう「いじめ」とは「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第2条において定義されたものを指す。

本校の全教職員は、この原則に即して、「いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、生徒一人ひとりに、「いじめは決して許されないことである」との意識を徹底するとともに、いじめの未然防止に取り組む姿勢を共有する。また、情報モラルを育てる教育の充実に努める。

**定義：**この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ防止のための組織

- (1) 本校に、いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任によって構成される。必要に応じて養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、学校評議員、子ども家庭支援センター職員等に参加を依頼する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、迅速に「委員会」が対応を協議し、全教職員は、その決定に基づき、いじめ防止に当たる。
- (4) 委員会は、次の内容について協議し、方針を決定する。
  - ① 日頃から生徒情報を共有すること
  - ② いじめ防止に関すること
  - ③ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
  - ④ いじめへの対応に関すること
  - ⑤ いじめの問題に関する生徒の理解を深めること

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する方策

- (1) 未然防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、「生徒がいじめ防止に主体的に取り組むこと」を推進する。

  - ① 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情や他者への思いやりを育む教育活動を推進する。
  - ② 生徒自身がいじめ問題を主体的に考え、自ら活動できるような集団づくりに努める。

- ③見て見ぬ振りをすることや知らん顔をすることは「傍観者」としていじめに加担する行為であるということを生徒に理解させる。
- ④学校教育全体を通して、生徒のコミュニケーション能力を育み、規範意識や集団のあり方等について理解を深めさせる。
- ⑤学校生活での悩み等の解消を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携する。
- ⑥教職員の言動がいじめを誘発したり、助長したりすることがないように指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑦校内研修を充実させるとともに、いじめ相談体制の整備と相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑧関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

## (2) 早期発見

- ①日頃から生徒の言動を丁寧に観察し、生徒が発する危険信号を見逃さないようにする。
- ②いじめアンケート調査や個人面談等、生徒がいじめを訴えやすい、また、生徒がいじめを通報しやすい環境・体制を整え、生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

## (3) 早期対応

いじめ問題が生じたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応する。詳細な事実確認に基づき適切な対応を行い、被害生徒の身の安全を最優先に考え、加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

なお、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、速やかに附属学校運営部及び警察等と連携して対処する。

## 4 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、附属学校運営部に速やかに報告する。
- ② 附属学校運営部と協議の上、いじめ防止対策委員会を開催し、対応策を決定する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 5 学校評価の実施

いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、取り組みを評価する。また、必要に応じて随時取り組みの改善を図る。

- ① いじめの早期発見に関する取り組み
- ② いじめの再発を防止するための取り組み